

入札監視委員会定例会議及び再苦情処理会議議事運営要領

平成14年12月16日 国地達第29号
改正 平成20年 3月 3日 国地達第5号

(定足数及び議決)

- 第1条 国土地理院入札監視委員会規則(第3条において「規則」という。)第6条第1項に定める定例会議及び同条第2項に定める再苦情処理会議(以下「定例会議等」と総称する。)は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 2 定例会議等の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
 - 3 緊急やむを得ない事情があり、定例会議等が開催できない場合には、第1項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって定例会議等に替えることを決することができる。

(再苦情の申立ての却下)

- 第2条 国土地理院長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。
- 一 申立期間を徒過したもの
 - 二 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
 - 三 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの
- 2 国土地理院長は、前項の規定により再苦情の申立ての却下の決定を行ったときは、その旨を次回の定例会議等において報告しなければならない。

(会議の運営に関する規定の準用)

- 第3条 第1条の規定は、規則第6条第3項に定める会議を定例会議等と併せて開催する場合について準用する。

附 則

この要領は、平成14年12月16日から施行する。

附 則(平成20年3月3日国地達第5号)

この達は、平成20年3月3日から施行する。